

袖ヶ浦市社会福祉センター

1 指定管理者が管理を行う施設の概要

(1) 施設の名称及び所在地

袖ヶ浦市社会福祉センター

袖ヶ浦市飯富1604番地

(2) 設置目的

市民福祉の向上を図ることを目的とする。

(3) 指定管理者が行う業務内容

ア 袖ヶ浦市社会福祉センターの利用の許可に関する業務

イ 袖ヶ浦市社会福祉センターの使用料の収納に関する業務

ウ 袖ヶ浦市社会福祉センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

エ 地域福祉活動の推進及び高齢者の就労指導等に関する業務

オ 上記に掲げるもののほか、袖ヶ浦市社会福祉センターの運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

2 非公募により指名した理由

袖ヶ浦市社会福祉センターは、市民福祉の向上を図ることを主目的として設置したものであり、施設の構成においても、市と連携して地域福祉の推進を担うことができる団体が適当である。

その施設運営においては、地域や各種福祉団体との調整能力とともに組織力が必要であり、社会福祉法（昭和26年法律第45号）において地域福祉の推進を目的として規定されている団体は、現行の指定管理者である社会福祉法人袖ヶ浦市社会福祉協議会のみである。

以上により、本施設はノウハウの蓄積や事業の継続性及び高度な専門性が必要な施設であることから、社会福祉法人袖ヶ浦市社会福祉協議会を指名したものである。

3 指定管理者に指定する団体の概要

名 称	社会福祉法人袖ヶ浦市社会福祉協議会
所 在 地	袖ヶ浦市飯富1604番地
設立年月日	昭和41年11月21日
資 本 金	1億3千389万円

従 業 員 数	25人 ※令和5年11月1日時点
主たる業務 内容	1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための 援助 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、 宣伝、連絡、調整及び助成 4 1から3のほか、社会福祉を目的とする事業の 健全な発達を図るために必要な事業 5 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事 業との連絡 6 共同募金事業への協力 7 福祉サービス利用援助事業 8 ボランティア活動の振興 9 生活福祉資金貸付事業 10 心配ごと相談事業 11 生活支援体制整備事業 12 成年後見制度に関する事業 13 その他この法人の目的達成のため必要な事業 社会福祉法第26条の規定による事業 1 袖ヶ浦市社会福祉センターの受託事業 2 自動販売機の設置運営

4 指定管理者候補が示した施設管理及び運営の提案要旨

(1) 事業計画等

ア 袖ヶ浦市社会福祉センターの運営に当たっては、常に利用者の視点に立ち、高齢者、障がい者及び一般市民も含め利用しやすい環境づくりに努める。

イ 地域福祉の拠点となり、福祉サービスを提供する場として施設の管理運営の充実を図っていくことで、市民との結びつきを更に太く広げ、地域福祉の更なる推進を図る。

ウ 袖ヶ浦市社会福祉センターの利用者が安全、かつ、快適に過ごせるように、常に環境整備を行っていく。

エ 利用者一人一人の尊厳を守るため、利用者のプライバシーの保護及び守秘義務に努める。

(2) 管理に対して市が負担する金額(指定管理者候補からの提案金額)

令和6年度 4,491千円

令和7年度 4,491千円

令和8年度 4,491千円

5 指定管理者候補の選定概要について

(1) 募集経過の概要

募集に係る以下の項目を示し、非公募による指名を行った。

ア 募集要項の配布 令和5年7月3日から同年8月31日まで

イ 応募者説明会 令和5年7月20日

ウ 募集に関する質問・回答

(ア) 受付期間 令和5年7月21日から同月25日まで

(イ) 質問件数 0件

エ 応募受付期間 令和5年8月29日から同月31日まで

(2) 審査方法及び選定結果

令和5年10月12日開催の袖ヶ浦市公の施設の指定候補者選定委員会において、施設担当部署が非公募により指名した団体から提出された事業計画書等の提案書類を、袖ヶ浦市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年条例第17号。以下「指定手續条例」という。)第5条に規定する選定基準を更に細分化した審査基準に基づき、審査及び採点を行った結果を基に、委員長と審査対象の施設担当部署の委員を除いた委員10名が指定管理者の候補者としての適格性等を審議した。

その結果、全委員が指定管理者の候補者として適当であると認めため、社会福祉法人袖ヶ浦市社会福祉協議会を指定管理者候補として選定した。

その後、指定管理者候補との施設の運営管理等に係る基本的事項を掲げた基本協定書の締結の協議が整ったことから、同団体を袖ヶ浦市社会福祉センターの指定管理者として指定するものである。

採 点 結 果

施設名称：袖ヶ浦市社会福祉センター【非公募】

応募団体：社会福祉法人袖ヶ浦市社会福祉協議会

施設所管課の評価点数	170点	
上記評価に対する 選定委員会の判定	適正	非適正
	10名	0名

評 価 項 目 と 配 点

選定基準	審査項目	配点		劣	普通	優	特優	評価 点数
				劣	普通	優	特優	
① 指定施設の利用に 関し不当な差別的取 扱いが行われるおそ れがないこと。 (指定手続条例第 5条第1項第1号)	ア 平等な利用を図るた めの具体的な手法	30	30	失格	18	24	30	18
② 指定施設の設置の 目的に照らし、当該 施設の効用を最大限 に発揮させ、その管 理を効率的、かつ、効 果的に行うことがで きるものであること。 (指定手続条例第 5条第1項第2号)	ア 施設の設置目的及び 市が示した管理の方針	20	105	0	12	16	20	16
	イ 利用者の増加を図る ための具体的手法	9		0	3	6	9	4
	ウ サービスの向上を図 るための具体的手法及 び当該施設の効用を最 大限に発揮させるため の手法	31		0	17	24	31	22
	エ 施設の維持管理の内 容、適確性及び実現の可 能性	20		失格/0	12	16	20	14
	オ 管理に係る経費の縮 減効果	25		失格	3	20	25	3
③ 指定施設の管理を 安定的、かつ、適確に 遂行するに足りる人 的構成及び財産的基 礎を有するものであ ること。 (指定手続条例第 5条第1項第3号)	ア 収支計画の内容、適確 性及び実現の可能性	20	100	失格	12	16	20	16
	イ 安定的な運営が可能 となる人的能力	30		0	18	24	30	21
	ウ 安定的な運営が可能 となる財政的基盤	40		失格/0	24	32	40	24
	エ 類似施設の運営実績	10		0	6	8	10	8
④ その他市長等が必 要と認める事項を満 たしていること。 (指定手続条例第 5条第1項第4号)	ア 個人情報保護	10	40	失格	6	8	10	6
	イ 危機管理	20		0	12	16	20	12
	ウ 再委託の管理	10		0	6	8	10	6
合 計		275	275	失格	149	218	275	170

【採点方法】「特優」「優」「普通」「劣」の4段階を基本として評価する。ただし、②オについては、縮減効果に応じて評価する。

【欠落事項】ア 袖ヶ浦市公の施設の指定候補者選定委員会における審議の結果、審査項目の全てを「普通」とした合計点数
(149点)以上を獲得できなかった場合。

イ 審査項目のうち、運営管理に大きく支障をきたす項目を「劣」とする委員が過半数いた場合。